

## 大学英語教育学会関西支部長 選出要領

### 【選挙権・被選挙権】

第1条 選挙における選挙権は、運営委員会構成員(支部長、理事、評議員、幹事、研究企画委員)が有する。被選挙権は、関西支部において、選挙実施時前年度に登録された個人会員が有する。ただし、改選前年度で任期2期終了を迎える支部長には被選挙権はない。また満年齢69歳以上の者には被選挙権はない。

### 【投票】

- 第2条 投票は、改選前年度に開催される運営委員会に出席した運営委員会構成員により行なわれる。
- 2 投票の結果、得票のもっとも多い者を支部長候補者とする。ただし、最多得票者の得票数が過半数に満たない場合は、上位2名により、再度投票を行う。
  - 3 得票が同数であった場合は、再投票を行い、この選挙の選出者を支部長候補者とする。

### 【問題の処置】

第3条 要領の実施にあたり問題が生じた場合は、運営委員会において審議し、その議に従い運用することとする。

### 【要領の改廃】

第4条 要領の改廃は、運営委員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則 本細則は、2005年6月4日より施行する。